# 鳥栖公民

オ17号 昭和31年8月5日発行

発行所 鳥栖市中央公民館 佐賀県鳥栖市 電話(代)2136番

発行人 宮原佐一郎 編集人 篠原真 印刷人 松隈伊和見


**駅の常識**

★鳥栖駅構内の規模

数字に見る鳥栖駅構内の規模は面積十五万六千坪、軌条総延長八〇粁、客・貨合せて一日の通過列車二七〇本、乗継ぎを含めた一日の乗客は二万人でこの構内に働らく鉄道職員は二、四〇〇人である。

なお、鳥栖市在住の鉄道職員は二、〇二九人、世帯数は一、七八〇（いずれも昨年十月調査）で全世帯の二三・五パーセントに当る

## 小作地の一せい調査

## 申告はありのままを

### 不服は従覧期間内に

農地は耕作者が所有して合理的に経営し増産することが望ましいという見地から、佐賀県では農地改革によって小作地の所有を平坦部で一町歩、山麓山間部で八反歩に制限しております。

また、農地法では創設農地の無断貸付、不在地主の所有する小作地、在村地主の保有制限以上の小作地の所有は禁止されておりますがこれらがよく守られているかどうかを、毎年八月一日現在の所有状況の一斉調査をすることが法律で定められています。

この調査は、保有制限以上に保有している小作地や小作採草放牧地および仮装自作地等があれば、その所有を正しいものとして農地改革の趣意に副うようにしようとするものです。

調査はまず、土地の所有者および耕作者の方から申告していただくことになっておりますので、委員会から配付された申告書に該当事項を記入して提出して下されば、農業委員会はその申告書と今までの資料とを照して調査いたします。

皆さんから申告された書類は次の順序で整理され、九月一ぱいの間に縦覧いただきますので、「自分の申告や貸付者からの申告に間違いがないか」この期間中に是非確めて下さい。

八月三日～六日＝申告書の取りまとめ

八月七日－三十日＝調査表の内容検討、縦覧書類の作成、公示

九月一日～三十日＝縦覧

不服申立期間

十月一日～五日＝不服申立の決定期間

十月六日～十五日＝集計

十一月一日＝農林省報告

## 参院選挙の集計から

## 六、五七二人の棄権

### —投票率は県平均以下—

去る七月八日の参院選挙の投票率その他がまとまった。これによると、鳥栖市の投票率は七一・三五パーセントで、全国で三位の投票率を納めた県下の平均七五・三五より下廻っている。これはまだ田植の終らない地区などがあったことにもよるが、オ十六投票所（下野公民館）の五四・二九パーセントが最低で、オ四投票所（高田分教場）の八四・五一パーセントが最高である。

この投票率を逆に人数で調べてみると、鳥栖市内だけでも六、五七二人もの有権者が棄権したことになり今後の選挙に強い反省が望まれる。

また、無効投票一・三一四票の内、全国区の無効が地方区の二倍にも達したということは、有権者の不注意もさることながら今後の参院選全国区のあり方に対しても大きな考慮の余地があると思われる。

## "新農山漁村建設総合対策"の概要

農林課長 杉野春市

今年四月六日に閣議決定し同月二十日農林大臣の通達となりました「新農山漁村建設総合対策」について概略をお知らせいたします。

これは、農山漁民の自主的な総意にもとづき、適地適産を基調とした農山漁村の振興に関する計画と事業の実施を進めることにより農村漁業経営の安定とその生活水準の向上をはかるというものであります。

昭和三十一年度から五カ年間を目途として計画の内容は、基本計画と実施計画の二つに分れております。

基本計画は、五カ年の計画期間にむける振興の基本方針と、事業の大綱を内容とする総合的な長期計画であり、実施計画は、基本計画を実現するために立って樹立する事業実施の具体的な年度計画であります。

鳥栖市におきましても、この計画地域の指定を農林大臣に受けるために、七月十五日に申請をいたしております。指定の承認を受ければ、市において農村振興協議会を設けて計画に着手したいと思います。

協議会の構成は、市長議長、農業委員会会長、農協長、土地改良区、森林組合、漁業協同組合の長、農事実行組合等の部落団体の代表者、青年・婦人組織の代表者その他学識経験者等のおおむね三十人をもって組織されることになっております。

なお、事業の実施面を簡単にあげてみますと、補助と融資とを合せて行う事業と補助の単独事業それに、補助のない融資の単独事業の三種に分けられてあります。

補助率も事業によって三割、四割、五割と分けられ大体一地域の事業量が一千万円とされており補助額も最高約四百万円となっております。いずれ鳥栖市の振興協議会が設立されましたら各地区ごとに打合会を開いていただいて、農山漁業関係の皆さんと共によく研究いたしたいと考えております。

貸切バスでのぼること約十五分、うつそうたる繁みのあづまやに着く。筑紫山脈から湧き出る豊富な水量に、木蔭の岩までしつとりと冷たい。ここなら〃日住虫〃もいなければホリドールの危険もない。深みもないから水死の心配も更にない。単調な蝉の声を破って子供のはしゃぐ声がいかにも涼しそう。夏休みの宿題を終った子、怠けている子を問わず子供たちは終日水遊びに余念がない。—静かさや岩にしみ入る蝉の声—芭蕉

① 投票所別投票率内訳 31・7・8参議院議員通常選挙

| 投票所 | 選挙当日の有権者数 | 投票者数 | 棄権者数 | 投票率 |
|---|---|---|---|---|
| 1 市議会議事堂 | 4.765 | 3.556 | 1.209 | 74.63 |
| 2 鳥栖保育園 | 2.428 | 1.735 | 693 | 71.46 |
| 3 鳥栖小学校 | 2.252 | 1.634 | 618 | 72.56 |
| 4 高田分教場 | 381 | 322 | 59 | 84.51 |
| 5 田代支所 | 2.515 | 1.643 | 872 | 65.33 |
| 6 神辺公民館 | 840 | 全国区…637 地方区…639 | …203 …201 | …75.83 …76.07 |
| 7 河内小学校 | 180 | 125 | 55 | 69.44 |
| 8 基里小学校 | 1.907 | 1.383 | 524 | 72.52 |
| 9 酒井西公民館 | 867 | 678 | 189 | 78.20 |
| 10 姫方成円寺 | 1.234 | 893 | 341 | 72.37 |
| 11 轟ノ上公民館 | 1.330 | 956 | 374 | 71.88 |
| 12 麓町支所 | 825 | 608 | 217 | 73.70 |
| 13 平田公民館 | 650 | 505 | 145 | 77.69 |
| 14 江島公民館 | 490 | 322 | 168 | 65.71 |
| 15 旭中学校 | 1.409 | 896 | 513 | 63.59 |
| 16 下野公民館 | 862 | 468 | 394 | 54.29 |
| 計 | 男 10.579 22.935 女 12.356 | 全…16.361 地…16.363 | …6.574 …6.572 | …71.34 …71.35 |

〔註〕 投票者数中全国区2票の不足は、投票用紙の交付は受けたが実際には投票しなかつたもの

(2) 男女別投票率

| | 男 | 女 | 平均 |
|---|---|---|---|
| 地方区 | 75.71 | 67.61 | 71.35 |
| 全国区 | 75.71 | 67.59 | 71.34 |

(3) 無効投票 1.314票

内訳 地方区……437 (2.67%)
全国区……877 (5.36%)

(4) 不在投票総数 264人

(5) 地方区候補者得票

| 候補者 | 得票 | 投票総数 |
|---|---|---|
| 波多然 | 508 | |
| 杉原荒太 | 4.574 | |
| 園部蟻雄 | 8.045 | |
| 光石士郎 | 2.797 | |
| 計 | 15.924 | 16.361 |

## 近く青年学級を開設

### 一般聴講も歓迎

青年学級の目的は、勤労に従事し、または従事しようとする青年に対し、勤学の機会を与え実際生活に必要な職業や家事に関する知識、技能を習得させて、その一般的教養を向上させることにあります。

公民館では本年度青年学級を九月中頃から開設するように準備中ですが、実際の教科内容等については受講者の要望をよくたゞし、近く地区青年団長会を開催してその運営方針を協議することになっております。

前回の青年学級では受講者各位が熱意と勉学の意欲に燃え、その結果においてもかなりの成果を収めましたが今年はより以上の成果を期待して青年運動の向上と青年自身の修養に役立たせたいと存じます。

今年の開設の場所及びカリキュラム等については後日公表いたしますが、この青年学級は単に青年だけでなく一般の方の来講も大いに歓迎します。なお、女子青年にあっては学級の開設時間が夜間でありますので特に通学途中の事故防止について団長会議で充分検討し善処する考でおります。

青年学級の開設につきましては一般御家庭はもち×ろん雇主の方におかれても深い御理解と御支援をいただき青年諸氏が喜んで出席し公民としての知識を博めるため一人でも多く勉学出来る様お願いする次才です。

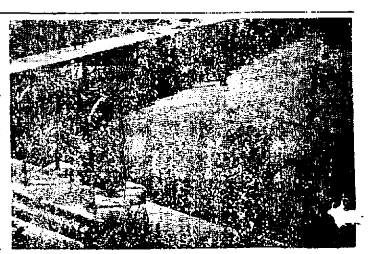

## 鳥栖小プールの使用日程決る

### "一般"も午後3時から

鳥栖小学校プール使用の日割と時間が次の通り決まった。これは、市内中小学校の児童の場合に限られ、今年から許可されることになった一般（高校生を含む）は午後三時から七時までとなっている。

なお、学校当局と市民生課では特に次の諸点を守っていただくよう要望している。

期間 八月一日から同三十一日まで

時間 午前十時－十二時 午後一時－三時まで

| 日 | 午前 | 午後 |
|---|---|---|
| 1 | 10 官 | 2 11 事 |
| 2 | 4 8 | 旭小中 |
| 3 | 5 13 | 6 3 |
| 4 | 1 7 9 14 | 12 |
| 5 | 2 11 事 | 10 官 |
| 6 | 水の入れ替え | |
| 7 | 基里小 | 4 8 |
| 8 | 6 3 | 5 13 |
| 9 | 12 | 1 7 9 14 |
| 10 | 麓小中 | 2 11 事 |
| 11 | 10 官 | 6 3 |
| 12 | 4 8 | 12 |
| 13 | 水の入れ替え | |
| 14 | 5 13 | 基里中 |
| 15 | 1 7 9 14 | 10 官 |
| 16 | 2 11 事 | 4 8 |
| 17 | 田代 | 5 13 |
| 18 | 6 3 | 1 7 9 14 |
| 19 | 12 | 麓小中 |
| 20 | 水の入れ替え | |
| 21 | 10 官 | 2 11 事 |
| 22 | 旭小中 | 6 3 |
| 23 | 4 8 | 12 |
| 24 | 5 13 | 10 官 |
| 25 | 1 7 9 14 | 基里小 |
| 26 | 2 11 事 | 4 8 |
| 27 | 水の入れ替え | |
| 28 | 基里中 | 5 13 |
| 29 | 6 3 | 1 7 9 14 |
| 30 | 12 | 田代 |
| 31 | 10 官 | 2 11 事 |

〔注意〕

▼時間や日割をよく守ること

▼往復には部落の責任者をつけること

▼水泳禁止の疾病のある者は使ってはいけない

▼水泳の注意事項をよく守ること

※数字は区を表わす 事は専売公社 官は官舎

**八月の行事**

▲選挙人名簿抹消事件公判＝7日 ▲夏の清潔検査（5・10・11・12区＝6日 6・13区・鉄管・青年寮・専公・水屋＝7日 幸津・村田・儀徳・江島・開拓区＝8日、下野・於保里・不動島・田出島＝9日、蔵方・酒井東・酒井西＝10日、平田＝11日）▲生活保護費支給＝10日 ▲日本一競作品評会出場圃調査（鳥栖・麓旭＝19日、基里・田代＝20日）▲農業基本調査員講習＝25日 ▲留守宅援金支給＝27日 ▲市県民税オ二期納期限

# 広場

今号から〃市政〃を中心とした雑事・漫評といった短評的な欄を試みることにしました。筆者は、先ず手はじめに、現在御活躍中の市内在住記者の方々に御登場を願いました。さしづめ〃記事にならない記事〃といったところですが、あえて匿名にした点はよろしく御容赦のうえ御愛読をおねがいです。

## 緑×陰×漫×語

「記事にならなかった記事」いわば陽の目をみずくすぶっていた人たちの意見を。この欄に甦えらせようと企画する編集子の熱意に動かされ、勇んでペンを握ったものの、書きたいことが多過ぎること、余り深く突っ込むと人の名誉を毀しかねない。

県を目と鼻に付けば問題はないが、県を批とはっきりさせると、御用記者とか新聞記者はヤツを書くといった吉田前首相の愛用語をそっくり頂戴されても困る。自分に都合の悪いことはあっさり蹴ちだとふんぞり返る小型吉田さんがいないとも限らぬ。

しかし私は考える。人間の知恵と記憶の不確かさから来る誤謬などといった要因は仕方がない限りあり得る。ヤマ勘のあるヤツは断じて許せぬが……。

いま、国鉄と鳥栖の話題は鳥栖田住宅払下げ、会社誘致（基山町長はなかなか頭がキレル？）鉄道病院数回増、商店結集、会民館建設と図書館を設置する市民の声などが話題になっているが、市民最大の関心は地方税法の改正だろう。

鉄道、専売、電々という他都市に例のない三公社を控え、他市町村に恵まれ過ぎた鳥栖だけに、うまく行けば、これまでの固定資産税とは別に、国有資産等所在市町村納付金がドッサリ転げ込む。景気の良い市民はこれで会民館も建つ、高いと非難された市県民税も減る。ついでに水道も……と意気込んでいるが、二千万円位取っていた地方交付税がグッと減るから、納付金が思ったより少いと〃捕らぬ狸の皮算用〃に終りかねない。

鉄道の町で知られた鳥栖を発展させる方法は、国鉄に頼っては駄目、伸びようとする人をしっかり結んで団結し会社と自己本位のガリガリを捨て、文化施設の完備に全市民が協力する以外に方法はあるまい。さすれば鉄道も逃げまい。工場も来よう。農業も栄えよう。市当局も議員ももっと国鉄現場局と積極的に手をつないで、国鉄に市を再認識して貰いたいものだ。

これを裏書するように鳥栖公共職業安定所長は、「現場局長会議で、将来の人習米市外移転説が出たほどだ。非現業の局が入換作業地にある必要はない。その証拠に、門司鉄道が九州の玄関でありながら門鉄局は門司港にある。これで不便は全く感じぬ、操車場の中に管理局が出来ると知って職員が落ちる。特に鳥栖は佐賀市より地盤給が安く物価が三割位高い。おまけに税金は三―四割も高く、小川は日住血当が留んで真夏子供も近寄れぬ、散歩に出る公園も水道もない。集合する公民館も図書館もない。雨が降ればドロンコ道、日が照れば石コロ道、これで我々職員家族一万五千人は黙っておれぬはずだ」鳥栖―長崎を結んだ中心地であり子弟教育に利便で文化施設に恵まれた佐賀を望む声を打消す方法は、鳥栖の文化施設あるのみだ」と筆者に述べた。鳥栖の発展を念ずればこそこんな言葉にも熱がこもる。

この不安は久松氏ただ一人だろうか。市当局を通じてやたらに非難する大きな鳥栖を一歩前進させ、大鳥栖建設のため鳥栖市週間でも設けてはどうか。

そのためには、建設的な私見をどしどし市当局に寄せ、なんでも反対式の腰抜けのは慎むべきではなかろうか。<A>

## ＝住＝宅＝難＝

上へ上へ家に嫁が来ない生れつきか、結婚後住宅ではこ苦労ばかりしている。結婚じらい十一年になるが、この間引越しをすること実に十四回、このうち社命の転勤による他郷への移転は四回しかないから、あとは多かれ少なかれ引越しせざるを得なくなっただけの理由があり、またそれぞれに苦い思い出もある。

十四回のうち間借りが十一回を占め、またそのうちに二階住いが九回を数える。

春の二回のお産はいずれも二階で行われたし、このほか〃階段に霊あり〃で流産させたこともある。不思議なことに間借りでなくて久しぶりに一戸に恵まれると、鉄道に転勤の社命に接することが重なり、なかなか世の中はうまくいかないと嘆いた。

福岡市で結婚五年目に、そして八回目にやっと新築十坪半の市営住宅に入居できたので喜んだら、一ヵ月も住まぬうちに佐賀市に転勤になった。また小倉市に在任中、会社の社宅が新築されてクジ引きで一番目に運良く入ったら、またまた一、二ヵ月のうちに福岡へ転勤した。ノイローゼになるのが当り前ではないか。

十四回引越しをしたというと、知らない人はよく引越しマニアと思うかも知れない。しかし事実はまさに正反対である。なるべくなら一ヵ所で動かないで安住できるに越したことはないのである。しかし都会地の貧困時代は、余儀なく田舎に居を移さざるを得なかったし、家主の意地でせっかく落着いた部屋を逃げたこともある。

またアパート中島の借金ぐらい、借りた金は絶対に返さない主義の家主にアイソをつかしてタンカとともに出たこともある。周旋人にだまされて空屋の大きな旅館の一室にトラックで荷物を運びこみ、押し問答で毎日暮らし半月も居住できないで文字どおり叩き出された苦い経験もある。比較的に落着けたのは結婚を前提として敷金四万円を払い、毎月五千円の間代を払っていた福岡のある未亡人の家の六畳、四畳半二間であった。

家探しの苦しさはやった人でなければとてもわかるまい。部屋を貸すという家の住所を教えてもらうだけで百円札一枚を請求され、その部屋のとても住めそうもない汚ならしさに、ゾッとして金を捨てさせられたときの腹立たしさは今も忘れない。

全国に家なき人々は一口に数百万というが、家を建てる金力のない薄給層が大部分を占めている。私も勿論その一人である。家を求める人々の悩みが解消されるのは果していつの日であろうか。私共夫婦もいつの日にか、こじんまりした住宅を我が手で建てたいという風に夢を画いていった。

鳥栖の市営住宅払下げをめぐって市側の十六万円という払下げ価格が高すぎると居住者たちは承知せず、なかなか難航しているようだ。居住者の中には適当な価格ということを理由にあげ、市の価格は公式的な算出方法をとったものと攻撃しているという話も聞いたことがある。しかし私にとっては十数万円の金で土地と小さな家が買えるならまことに、うらやましい話だと考えている。とはいうものの「それは安いですヨ。ぜひ買いなさい」とすすめるだけの勇気は持合わせていない。

高いか、安いか、それは人それぞれで価値判断の違うのが世の中であるから……<A>

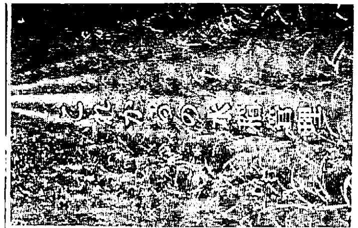

## 大切な有効分けつの促進

雑草退治が作物を生長させるのに大切な仕事であることはもちろん、農業とは〃雑草との戦い〃であるといわれるくらいで、除草は農作業上もっとも大事なことです。

### 深水は分けつをはばむ

水稲と名がついている以上、稲はいかにも水が必要なもののように考えられますが、活着期と出穂前後をのぞけば、水はそれほど必要ではなく、分けつ期よりもむしろ成熟期に水の供給を多くする必要のある地域が大分あります。

深水は、分けつをおさえる作用はあっても、分けつを促進させる効果は考えられません。むろん土が白くかわくほどになっては困りますが、分けつ期には、一応地面が湿っている程度の水分があれば、収量には大した支障はありません。ことに山間の冷湿地や冷水田など、分けつ期の深水やかけ流しは分けつを阻害します。

### 中干しの目的

中干しは、分けつをおさえることだけが目的でなく稲が生殖成長期にはいる前に、土中への通気をよくして、水まかしの遊離であった根の活力を高めて今後の活動にそなえ、水をおとして株きわを丈夫にし倒伏などにそなえます。

また、生殖成長に入ってからは肥料による影響が大きいので、病虫防除などで田の中に入るようなことがあっても、できるだけその悪影響をなくすることなども中干しの目的です。なお中干しは無効分けつ期に入ってやることが合理的です。

### 期間と程度

これは、分けつ抑制の必要の程度と、稲の発育状況、土質、土性による中干しの効果の出方に関係する条件などによって違うのは当然ですが、一般には、「軽く足あとがつくぐらい」とされています。

最近の試験成績などでは相当長期の中干しが増収になった例もありますが、極端なキレツをつづけて長時日干すようなことをせず、軽いキレツのできる程度の中干しをくりかえすことで大きい効果のでる場合も考えられます。

一方また、中干しをすると、地力の高い水田では乾土効果がでて、追肥をやったのと同様な結果となる場合がありますから、中干しの時期と追肥する時期を間違わないよう注意することが大切です。

なお、水田の水もちと中干しの関係も忘れてはならないことですし、用水路関係の事情が大きく関係しますから、水利ごとに周到な検討をされて適正なやり方をしていただきたいものです。〈県農業改良課〉

## 小梨ヶ原

〈山の日記から〉

鹿町立石　広瀬岩男

道標を辿りながら
静かな雨の降る林の中
をあるいていた
あの後姿―
霧の中から　幻のよう
な現われ姿で
下山した時の
横浜七人　山の会員達
山路の疲れを語っていく
れたこの地　小梨ヶ原
何百と連なれた五色の
テントの中
残雪の山々を見上げな
がら
炎飯を語り　味噌をと
き　カレーライスやス
キヤキ　ジンギスカン
など
思うままに炊事し
腹一ぱい食べて
愉快な最後の一夜を明
かした

今は誰一人歩く人もな
い雨降の小梨

小梨の花が鈴なりに咲
き誇り
白い香りが梓川いっぱ
いに匂う
この小梨ヶ平を
私は一年ぶりに歩く

やがてここにも夏が訪
れ
雑踏の残響が聞くなる
頃には
都会のハイカー達が
どっと押し寄せる
そして再びこのアルプ
スの玄関口が
観光の渦と化するとき
静かな雨の中に
キャンプの煙りが立ち
のぼるのだ
その頃　私はまた
私なりの中部の山に
キャンプを張って
アルプスの夢を回想す
るだろう。

×　×

## …あづまや……お手洗の滝…
## 会員バス運行は八月一ぱい

市民待望の市内周遊バス運行は結局、西鉄臨時私営の許可が遅れているが、夏に入ってあずまや、お手洗の滝行きの臨時バス運行もまた難関の形となり、このままではいつ運行が許可されるものか目安がつかなくなった。

日住生の危機にさらされて夏の遊び場を持たない市内の子供たちをはじめ、市外観光客の便宜のためにもバス運行を認めてもらいたいと市当局や関係者の間で関運局と交渉が重ねられた結果、一応七月二十一日から市会員バスの運行をみるに至った。

一方、西鉄においても「会員バス」の運行を始めたので、市当局としては両社の隔日運転を申入れた結果、バスの運行は、この事態を憂慮する有志によって生れた鳥栖市観光協会に委任することとなり、現在次の要領で運転を行っている。

▲運行期間
七月二十六日から
八月三十一日まで

▲会費往復
四阿屋＝大人三〇円
小人二〇円
お手洗の滝（立石）
大人四〇円
小人二〇円

## わが家の家計簿　体験談募集

一、内容は自由であるがなるべく次の項目について書くこと
(イ)どういう動機でいつから家計簿をはじめたか
(ロ)どんな家計簿を使っているか
(ハ)わが家の収入と支出と貯蓄
(ニ)家計簿をつけはじめたことにより家計や生活が改善された点
(ホ)家計簿をつけて最も苦心したこと
二、本文は二千字程度
三、本文のほか一カ月分の家計がわかる表を添えること。
四、応募には住所、氏名、職業のほか、家計を同じくする家族の年令、職業、就学状況などを付記すること。
五、入賞篇発表の場合、希望により匿名とする
六、入賞篇の発表は日本放送協会並びに貯蓄増強中央委員会が共有する
七、締切　昭和三十一年九月三十日（当日消印有効）
八、入賞者　三篇　各一万円
佳作　五〇篇各三千円
なお、応募者にはもれなく「明るい生活の家計簿」を進呈
九、発表　昭和三十一年十一月二十日「主婦日記」並びに「婦人の時間」の放送により発表するほか、入選三名を東京に招き発表会を催す。
十、原稿送り先　NHK佐賀放送局（佐賀市松原町）日本銀行佐賀事務所（佐賀市唐人町佐賀銀行内）または佐賀県貯蓄推進委員会（佐賀市赤松町県庁地方課内）封筒の表には「応募原稿在中」とすること。（佐賀県貯蓄推進委員会）

現像・焼付・引伸・写真材料
みやま写真材料店
本店　鳥栖駅前　TEL 2379　支店　基里区前

# 第2回 鳥栖市 観光写真 入選作品決る

さき[illegible]集した本市主催、毎日新聞、久光兄弟株式会社後援による鳥栖市の観光写真は予定通り、去る七月末日締切り、八月一日午後一時から審査が行われ、それぞれ次の通り入選を決定した。

この募集は、本紙をはじめラジオ、市内各写真材料商店の掲示により呼びかけたが、募集期間が短かいことから応募作品が少く、期待した力作がみられなかつた。なお、市では今後も四季を通じた内容豊かな観光写真を逐次募集する予定。

## 選衡經過

審査は新聞記者団五氏並びに吉竹淳氏（市観光委員長）の六氏に委嘱。応募総数三〇点の中から慎重な審査の結果、それぞれ次の入選を決定した

▲推薦　該当者なし

▲特選　一名

▽夜の構内（萩原敏之＝駅前）

▲入選　五点

▽柚比（佐藤隆良＝本町）▽あづまや（山下茂人＝本町）▽春（松隈伊和見＝西町）▽山笠（同）▽杓子が峯（矢加部伴幸＝轟木）

なお、入選作品のネガは市商工課所提出していただくことになつており、賞状と記念品は近かく本人宛手渡される。

## 審査合評

応募期間が短かかつたことにもよるが予想外に低調で、内容も平凡すぎ見劃れた構図が多い。仕上げはやや良好だが、夏季のためか硬調なものやカブつた印刷も可なり見受けた。

昨年夏の第一回募集からみても、まだ他に多くの写真愛好家がおられるし、今後この種の催しには大いに力作をお寄せ頂きたい。

（左）参考作品　お手洗の滝　吉竹　淳

（右）特選　夜の構内　萩原敏之（駅前）ニツカ　ニツコール　SS　絞五・六　五分

（右）入選　杓子ヶ峯　矢加部伴幸（轟木）コニカ2　ヘキサノン　SS　絞八　二百分の一秒　Y一号

（右）入選　山笠　松隈伊和見（西町）ニコンS　ニツコール　SS　絞八　一百分の一秒　Y二号

（左）入選　あづまや　山下茂人（本町）パール3　ヘキサー　S　絞八　五十分の一秒　Y二号

（左）入選　柚比　佐藤隆良（本町）ミノルタ35　ロツコール　SS　絞十一　百分の一秒　Y一号

**青少協だより**

校警補導協議会の申合せ

# “太陽族映画”は禁止

## 夜の外出は九時まで

夏休み中の校外生活の指導対策がPTA、警察署等の校警補導協議会で定められた。

鳥栖市青少年問題協議会では、中、小学校生徒児童を含む青少年の育成指導について、単に関係当事者間のみでなく、学校、PTA、警察署等のほか、教育委員会、公民館をはじめ区長会、婦人会、母子連盟、青年団、司法保護司、BBS、裁判所調停委員等各団体の協力を求める一方全市内に周知徹底するよう呼びかけているが、殊に各町地区においては、校警補導協議会の申合せを骨子とした生活指導要領をそれぞれの部落児童会等において、現在その部落に適した具体的な方法が取り決められつつある。なお、この指導要領は夏休みだけでなく、常時部落内のあらゆる団体の協力の必要性を要望している。

次に掲げる夏休みの校外生活指導の申合せ事項は、市、郡部を含めた高校、中小学校を対象とした基本的なもので、別にその地区に合った要項が部落子供会等で定められているので、学校、父兄側はもちろん市民各位のあたたかい御協力を要望している。

一、外出、外泊

㋑外出外泊の際は制服制帽を着用のこと（但し、開襟シャツは可）

㋺高校生は常に学生証を携帯し、中小学生は、校名入り氏名札を上衣に縫付けること

㋩生徒のみの外出は午後九時までとする。但し、保護者同伴の場合はこの限りではない。

㋥外泊はいかなる場合も、旅行三日前に学校に届けること、また帰宅したときも直ちに報告すること

㋭飲食店、清涼飲料販売店にみだりに立寄らないこと。（特に高校生）

㋬生徒間の宿泊は父兄の承諾を受けること

二、映画の観覧

㋑高校生は、土日曜のみ観覧を認めてあるのでこの原則を守ること。中小学生は原則として、学校の推せんしたものとする。

㋺高校生は全県「太陽の季節」「処刑の部屋」「狂った果実」は観覧を禁止してある。

三、金銭浪費の抑制

㋑小使銭は節約して極力貯金するよう指導すること

㋺古鉄とマンガ、古毛糸と物品等との交換は好ましくないので警告すること

四、高校生の飲酒

㋑中学の同窓会等で高校生に飲酒させないこと

㋺酒類販売店には高校生は立入らないこと

五、水死防止

㋑定められた場所で、定められた時間に、三人以上の者と竹竿、綱を準備して水泳すること

㋺ホリドール等の散布状況を部落区長と連絡して水泳させるよう指導すること

（福祉事務所）

昭和三十一年度

△青少年保護育成運動の目標

一、児童憲章の普及の徹底
二、青少年のための地域活動の促進
三、青少年の環境の浄化
四、勤労青少年の保護、育成

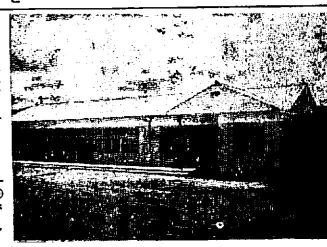

工費200万円で建設中の鳥栖保育所はこのほど完成去る7月12日竣工式を終え16日から開所した。建坪76.5坪、総敷地302坪で定員60名中現在51名を収容、保母は3名（写真は完成した鳥栖保育所）

## 夏休みのしつけ

### 子供の“生活計画”を中心に

―水遊びにも御注意―

私たちの活動に最適の気温は十八度前後といわれていますが七、八月の気温は平均二十六度以上を示しています。

この暑さから児童生徒の心身を守るための保健上の休養が「夏休み」の基本的な意義であります。

したがって、鍛錬だといって無理をさせることはもちろんいけません。

この期間の指導の重点は学習ということよりも自主自律の生活態度の育成にあります。

各学校では子供たちに四十日間の生活計画を自主的にたたさせてありますので、その実践を見守り、行き過ぎは改め、足らぬところは補ってください。

また、例年八月二十日以後になると、急激に水死者がふえています。その原因の一つに父兄も「お盆もすぎて涼しくなつて来た」という安心感があって子供への注意もうかつになるためだと考えられます。

その他交通事故、あそびによるケガ等事故の原因がひそんでいると見受けられるものは、どうぞ、だれかれの区別なく現場で適切な指導をしてやってくださるようお願いします。

〈学校教育係〉

**親の不注意や愛の行き過ぎがかけがえのない愛児の生命をうばうのです**

▼病気は口から―まず、食物に御用心（アイスキャンデーで喜ぶ子供を見る前に、健康状態と適量を考えよう）

▼赤痢、疫痢、日本脳炎に特に気をつけましょう。

▼食前と帰宅した時は必らず手を洗いましょう

▼生ものに注意し食べすぎ飲みすぎを止めましょう

▼はえと蚊の発生を防ぎましょう

▼病気の疑いがある時は早く医者に見せましょう

〈社会教育係〉

## 造林地の下刈

山に苗木を植えてから普通五年位は毎年雑草木の刈払いが必要です。殊に五月－九月は樹木の生長の一番盛んな時期に当りますし、じゃまになる雑草や雑木などを刈払って成長を促進させなければなりません。

植えた樹木が周囲の雑草木から上に出れば枯れることはまぬかれますが雑草木の下刈を怠ると切角植えた木が枯れたり生長がかんばしくありません。下刈の時期は、六月中－上旬と八月上－中旬の年二回が望ましいといわれます。

また、成林した山といえども、蔓切、枝打、間伐等の手入がそれぞれ必要であることも忘れてはなりません。

近年では施肥まで行って早く成長させ早く役つて利用することになりました。

まだ下刈のすんでいないところは、農閑期を利用して一日も早く手入いたしましょう。

林業メモ

### タイワンギリ 手入のコツ

杉、松その他の用材は「石」或いは「立方米」という単位で取引されますが、キリ材は長さ六尺四寸、末口直径六寸を「一玉」と呼んで単位とします。そして直径が一寸増すと二玉となり価格も二倍になります。従って、直径五寸に下れば二本で一玉と同値になるわけです。反対に直径が七寸のものは一玉の二倍（二玉）になることになります。

そこで実際タイワンギリを育てる場合に、高さを二倍にすることと横に太くすることはその立地条件によって予め考えなければなりません。

即ち、風当りの強いところでは、六月から九月までの間に枝下六尺四寸は伸ぶようにその土地に応じた施肥を行い、脇芽をつみ直材を収ることに注意しなければなりません。

風当りが弱く地味のよいところでは、九尺六寸か十二尺八寸仕立にすることもよいわけです。

なお、病害虫や風で被害を受けたものは、翌春台切りを行うことを忘れてはなりません。

山形県では、一本で三二〇玉にもなつて三三万円で売れたという例があります。

〈農林課〉

郷土の史話

## 明治時代の轟木警察署

馬渡正人

明治初期における佐賀県の警察署は、佐賀、唐津、伊万里、武雄の四箇所に置かれて、その管内の各要地に分署がおかれ、警察本署（本部）は佐賀にあった。管内の分署には轟木、東尾、神埼、諸富、三反田、小城、多久の各分署があり分署にはまた派出所があった。

当時、轟木分署の位置は轟木村の日子神社前の街道筋に面して建っていたが、庁舎は民屋仮用（敷地は民有借地）である。里程は佐賀警察署に七里、本署に七里四町である。明治十七年の佐賀県警察年表の欄に「民屋仮用乂ハ民有地借用ノ分ハ坪数ヲ記入セス」とあるから、建物の坪数など明らかでない。庁舎、敷地の民屋仮用とか民有借地などは東尾、神埼でも同様であった。

轟木分署の所轄は、基肄（きい）、養父（やぶ）郡で村数二一、戸数四、一三〇戸、人口二〇、九三六人である。派出所は基山の宮浦にあった。この宮浦派出所も同様に民屋仮用である。轟木分署員は警部補一人、巡査八人であった。

明治十九年の年表では、轟木警察署となつておりほかに田代分署東尾分署が設けられ、轟木警察の所轄は養父郡村数二一一、戸数二、二四〇戸人口一〇、九三九人である。

同年、轟木警察署は郡衙跡に移転しているが、官舎の坪数は四五坪、敷地（官有地）二四九坪。人員は警部、警部補各一人、巡査一一人、事務雇二人、総計一五人である。

田代分署の位置は基肄郡田代村で、里程は県本部に八里、佐賀警察に八里三一町。所轄は基肄郡、村数一三、戸数二、六九七戸、人口一三、四九一人である。官舎は明治十九年十月に落成、坪数三〇坪、敷地（官有地）は九〇坪。分署員は警部補一人、巡査七人、となっている。宮浦派出所は前掲通り民屋仮用である。

事務分掌は内勤、外勤に分れ、内勤は庶務、検務、特務、用度、探偵であり、外勤は巡邏（ら）、見張であった。

取締りに関する諸記録の中から当時の商工業の状態を拾ってみると、質屋三、古着屋二六、古道具屋八、古銅鉄商二七、演並鍛冶五、旅籠屋（はたごや＝今の旅館）一八、木賃宿三三、職人諸宿六一、人力車一九九、荷車三五二、水車四一、鍛冶屋二一、湯屋一七、石油販売所七六、印刻工（はんや）五、鳥獣肉屋八、牛乳屋一、煙火製造販売営業（火薬製造）三、合計九三三。

これを、当時の他町村に比べると、この地方には次の商工業がみられないことがわかる。

古本屋、両替屋、古書画屋、袋物屋、べっ甲屋、時計屋、煙管屋、飾屋、金銀細工屋、刀剣商、諸問屋、荷物宿、牛馬宿、料理屋、待合茶屋、蒸気器械、諸鋳物屋、ガラス製造所、石油貯蔵所、印刷業、屠牛営業、人寄席、芸妓、貸座敷、娼妓、俳優・遊芸稼人。銃砲売買営業、銃砲製造売買業などの職業が見当らない。

古本屋は佐賀一三五、また神埼一二と見えるし、既に時計屋も佐賀二二とあるところをみると、当時轟木田代には、また文化を表徴するものはなかったように思われる。

巡査の官棒が帯剣にかわったのは、警察年表によると「九月廿日、警才四十八号達、十月一日ヨリ巡査ニ帯剣セシム」とあるから、県下では明治十七年十月であろう。また、「佐賀警友」二月号の記事によると「明治十六年五月二十四日の太政官布告に、三尺ばかりの木の棒を持たせるは、騒乱の時や強盗の横行を防ぐの必要があるからである。しかし、今は帯刀を禁じ強盗もいない。このようなときに棒をもっているのはおかしい。欧米各国でも巡査には帯剣させているのであるから、今後は帯剣させることにする」とある。

同年六月十五日の東京日日新聞に、「府下の巡査は本日より一般に帯剣せしめられる。なお当分のうちは、夜間の巡行にかぎり帯剣のほかに官棒をたづさえらるるとぞ。もっともこの官棒も改良せられ各開港場の巡査がたづさうるごとき短かき棒を近くわたさるる由なれど、それまでは従前の官棒をたづさえらるるという」とある。これは東京府下のことである。

註。明治二十四年の警察年表に、轟木警察署は「十三年一月郡衙に新築、十九年五月、同衙跡に移転」官有地坪数二五九坪とのせてあるから、日子神社前から十三年に移転したのであろう。郡役所の位置は現在の鳥栖小学校の西側であった。

明治七年三月の「原戸籍簿」（養父郡轟木村）に、轟木分署詰、巡査中村俊介という名前がある。日附は十七年五月十日の寄留届である。（筆者は鳥栖市史編さん委員）

× ×

次号からは松尾韻作氏の「原始時代の鳥栖」を連載。大昔、今の筑後川を境に二つの島に分れていた九州とその頃の鳥栖など、面白く分りやすい郷土の読物。

**火事は119番**

一一九番は火事を知らせるだけに限られた全国共通の電話番号です。従って、消防署への一般通話は勿論、火事の問合せに利用されることもいけません。火事以外の通話はすべて二四三番（夜は直通）を通じてお掛け下さい。

鳥栖市常備消防部

**鳥栖公民 投稿歓迎**

本紙九月号（一日発行）の原稿を募ります。字数は別に制限ありませんが、とく名の場合も別に住所、氏名を明記して下さい。届先は＝鳥栖市役所内、「鳥栖公民」編集係宛

四阿屋 お手洗の瀧 **キャンプ村へ！**

今年の夏も可愛いいお子さん連れでお出かけ下さい。ひやりとする渓流と滝のしぶきが皆さんをお待ちしております

車は鳥栖市観光協会の会員バスで

**質 しちや**

手軽て氣輕に絶對秘密
借りる身になつて誠実
に御相談承ります

鳥栖中通 野村合名 TEL 二、六〇〇